

個人事業者の経費按分

必要経費で計上できるのは、事業で必要な部分だけです。

その中でプライベートが入らないように次の取り組みをされていることと存じます。

- ・ 事業で支出したレシートのみをご提出
- ・ 事業専用のクレジットカードで支払
- ・ 事業専用の預金口座からお振り込み

事務所でもレシートの支出内容を確認したり、その都度確認させていただいたりして、エラーが起こらないように取り組んでおります。

その中で、1回の支払の中に、事業とプライベートが混在する支出があります。

例えば、自宅兼事務所の賃借料・水道光熱費・通信費、携帯電話代などです。

よく言われるのは、事業で利用した実績（使用時間・使用面積・使用量）をした按分割合で経費を計上していくやり方です。

言うのは簡単ですが、精度を高めようとするほどに、事業者の事務量が増加します。

適度で問題にならない方法は、どのようなものでしょうか？

<支出ごとの具体例> ※一例です。適宜の方法で行いましょう。

1 自宅兼事務所の家賃 ※自宅賃借者

- (1) 基準 : 床面積比
- (2) 計算式 : 事業用面積 ÷ 総面積
- (3) 計算例 : 総面積 80 m² (自宅)、事務所使用部分 20 m²
按分割合 = $20 \div 80 = 25\%$
家賃 10 万円なら 2 万 5 千円を経費計上

2 自宅兼事務所の水道光熱費 ※自宅賃借者、自宅所有者

- (1) 基準① : 床面積比・使用時間比の両方
基準② : 専用メーターがあればその実測値
- (2) 区分 : 個別に算出 (電気ガス水道)
事業の何に使用しているかを個別 (電気ガス水道) の説明を要する
- (3) 計算例 : 床面積比 25%、事務利用時間 50% (昼間のみ)
按分割合 = $25\% \times 50\% = 12.5\%$

3 自宅兼事務所の固定電話 ※自宅賃借者、自宅所有者

- (1) 基準 : 利用実態 (利用明細・見積り)
- (2) 割合例 : 事業 9 割

4 自宅兼事務所のインターネット ※自宅賃借者、自宅所有者

(1) 基準 : 利用実態 (利用明細・見積り)、利用家族人数

(2) 区分 : 事業に従事していない家族を含めない

(3) 計算例 : 事業 6 割 ÷ 利用家族人数 3 人 = 按分割合 20%

5 携帯電話代

(1) 基準 : 利用実態 (利用明細・見積り)

(2) 区分 : 事業に従事していない家族を含めない

(3) 割合例 : 家族を除いた料金の 7 割

6 自動車関連費 (燃料、有料道路、駐車場、車検、保険)

方法① : 事業車両 全額を必要経費

方法② : 兼用車両 利用実態 (見積り) で按分

方法③ : 自家用車 事業に使用した実費を必要経費

7 自動車本体 (減価償却費、リース料)

方法① : 事業車両 全額を必要経費

方法② : 兼用車両 利用実態 (見積り) で按分

8 その他 (専用にするか、利用実態で按分)

パソコン、スマートフォン本体、プリンタ、プリンタインク

<税務調査> 税務調査でどこまで許容されるか?

調査官は、「毎月の細かい計算」ではなく、「どういう基準で按分割合を決めたか」「それが極端に事業に有利ではないか」を見ていきます。

根拠が説明できるように初回計上時にメモを作成し、情報共有をお願いいたします。

<見直し頻度> 按分割合を見直す頻度は?

実務上、毎月の通話時間や使用時間を逐一記録するのは、現実的ではありません。

初回計上時に調べて合理的な基準を設定し、それを継続適用すれば十分です。

状況が変わった場合は、見直しが必要です。

<精度> どこまで正確に行うか?

電話の通話時間、インターネットのデータ量、自動車の走行距離、使用概算燃料を事業で利用した分を計測できれば、合理性が高いと言えるでしょう。

しかし、経費計上のために、細かな記録を求めるのは、酷で本業に影響します。

国税庁 (税務署) は、「合理的な区分」を求めていますので、1 ヶ月や数ヶ月のサンプル調査を行い、後で根拠が説明できるように残しておきましょう。

<重要なこと>

まずは、プライベートの支出を経費で計上しないことです。

そして、按分で計上する経費は、割合の根拠を明らかにしておくことです。

令和7年9月13日

税理士 井口 大輔

<参考法令>

所得税法 45 条 （家事関連費等の必要経費不算入等）

居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの

所得税法施行令 96 条 （家事関連費）

法第 45 条第 1 項第 1 号（必要経費とされない家事関連費）に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

一 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費

二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

所得税基本通達 45-1 （主たる部分等の判定等）

令第 96 条第 1 号《家事関連費》に規定する「主たる部分」又は同条第 2 号に規定する「業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分」は、業務の内容、経費の内容、家族及び使用人の構成、店舗併用の家屋その他の資産の利用状況等を総合勘案して判定する。

タックスアンサー No. 2210（必要経費の範囲）の注意事項

（１）家事上の費用は必要経費となりませんが、個人の業務においては一つの支出が家事上と業務上の両方にかかわりがある費用（家事関連費といいます。）となるものがあります。

（例）店舗併用住宅に係る費用（租税公課、家賃、水道光熱費など）

この家事関連費のうち必要経費になるのは、取引の記録などに基づいて、業務遂行上直接必要であつたことが明らかに区分できる場合のその区分できる金額に限られます。